令和4年第1回府中町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1	賏	\triangle	年	H	H	令和4年3月4日(金)	
т.	 	$\overline{\Delta}$	+-	刀	\vdash	节 仰 4 中 3 月 4 日 (並)	

- 2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

4. 出席議員(18名)

議長	益	田	芳	子	君	副調	養長	西	Щ		優	君
1番	JII	上	翔-	一郎	君	4	2番	宮	本		彰	君
4番	狩	野	雄	$\vec{-}$	君	Ę	5 番	坂	田	栄	_	君
6番	田	中	伸	武	君		7番	Щ	П	晃	司	君
8番	$\stackrel{-}{-}$	見	伸	吾	君	Ç	9番	梶	Ш	三相	計夫	君
10番	西		友	幸	君	1	1番	寺	尾	光	司	君
12番	力	山		彰	君	1 3	3 番	三	宅	健	治	君
14番	齌	藤		昇	君	1 6	5番	橋	井		肇	君
17番	児	玉	利	典	君	1 8	8番	木	田	圭	司	君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
 - (1)議長報告
 - (2) 常任委員会委員長報告
 - (3) 議会運営委員会委員長報告
 - (4) 議会報特別委員会委員長報告
 - (5) 監査委員報告
 - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
 - 行政報告
 - ・報告第1号 専決処分の報告について
- 5 第 1号議案 令和3年度府中町一般会計補正予算 (第9号)
- 6 第 2号議案 令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 7 第 3 号議案 令和 3 年度府中町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 8 第 4号議案 令和3年度府中町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 9 第11号議案 府中町事務分掌条例の一部改正について
- 10 第12号議案 府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 11 第15号議案 府中町固定資産税評価審査委員会条例の一部改正について
- 12 第18号議案 府中町暴走族追放の促進に関する条例の一部改正について
- 13 第19号議案 府中町火入れに関する条例の一部改正について
- 14 第21号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 15 第22号議案 教育委員会委員任命の同意について

追加日程第1 議員提出第3号議案 抗議文決議について

16 議員提出第1号議案

7. 説明のため会議に出席した者

町 長 佐藤信治君 副 町 長 齋藤哲也君 教 育 長 新田憲章君 増 田 康 洋 君 総 務 企 画 部 長 財 務 部 長 胡子幸穂君 山 西 仁 子 君 福 祉 保 健 部 長 町 民 生 活 部 長 金 光 一 隆 君 設 長 井 上 貴 文 君 建 部 新 宅 和 彦 君 消 防 長 育 榎 並 隆 浩 君 教 部 長 総務企画部参事 屋敷 学 君

森 本 雅 生 君 総務企画部次長兼総務課長 財務部次長兼財政課長 中 本 孝 弘 君 福祉保健部次長兼福祉課長 長 西 弘 子 君 町民生活部次長兼自治振興課長 谷 口 充 寿 君 土井賢二君 政 策 企 画 課 長 税 務 課 藤田正明君 長 子 育 て 支 援 課 長 金本智巳君 保 険 年 金 課 長 藤 永 美 香 君 高 齢 介護 課長 宮脇理恵君 民 課 長 大原洋和君 住 環境課 長 小 路 和 司 君 原 田 下 水 道 課 司 君 長 礒 亀 都 市 整 備 課 長 智 君 区 画 整 理 課 長 岡 村 紀 行 君 教育委員会総務課長 岩崎雅男君 行政委員会総合事務局長 平 岡 直 美 君

8. 職務のため会議に出席した者

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたして おります。よって、令和4年第1回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定いたしました。

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、2番宮本議員、3番西山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。 それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間といたしたいと思いますが、 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間と決定いたしました。

○議長(益田芳子君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

昨年の12月定例議会以降、12月22日及び本年2月21日に安芸地区衛生管理 組合議会定例会が開催され、出席しております。

12月22日の定例会では、令和2年度の各会計決算の認定、補正予算議案の提出があり、審議を行っています。

また、2月21日の定例会では、来年度予算の審議などを行い、これらはいずれも 原案どおり決しております。

2月21日は定例会の後、全員協議会も行われ、安芸地区衛生管理組合施設の地元 対策事業等の説明がありました。

詳細につきましては、この後、町長から行政報告がありますので、省略させていた だきます。

次に、広島県町議会議長会定例会が1月7日に予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、書面審議に変更されました。

内容は、議長会自治功労者表彰についてなどであり、承認しております。

この中で、研修の開催方法について検討中と報告がありましたところ、2月25日に、初めてオンラインにより開催をされました。

こちらは、議員の皆様も参加されたことと思いますので、説明は省略します。

また、3月2日、ロシアのウクライナ侵攻について、広島県町議会議長会から緊急 の抗議文をロシア大使館へ送付した旨の連絡を受けております。

続いて、府中・坂地区水道整備協議会が、1月24日に開催されましたが、こちら も新型コロナ感染症の影響により、オンラインによる協議となっています。

こちらにつきましても、後ほど町長から報告がございますので省略させていただき ます。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、木田委員長、お願いします。

- ○18番(木田圭司君) 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。
 - 12月定例会以降、2月21日に委員会と協議会を開催しております。

委員会では、町長、教育長からの報告を受けた後、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

- ○議長(益田芳子君) 厚生委員会、山口委員長、お願いします。
- ○7番(山口晃司君) 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

令和3年12月定例会以降、2月21日に委員会並びに協議会を開催しております。 2月21日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、母子保健電子カルテ(ネウボラかるて)システムについて説明を受けました。

また、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の工事請負変更契約の 締結の報告について、府中町パートナーシップ宣誓制度の導入について、府中町第 11次交通安全計画の概要について、府中町第4次男女共同参画プランの概要につい て、説明を受けました。

そのほか、3月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

- ○議長(益田芳子君) 建設委員会、西委員長、お願いします。
- ○10番(西 友幸君) 皆さん、おはようございます。それでは、建設委員会の報告 をさせていただきます。

令和3年12月定例会以降、令和4年2月22日に委員会及び協議会を開催しております。

2月22日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査 及び山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査に関し、2件 の説明がありました。

1項目めは、工事請負契約の締結の報告についてです。橋梁長寿命化改修工事について、入川橋のひび割れ補修工事等の工事請負契約の締結について、説明がありました。

2項目めには、工事請負変更契約の締結の報告についてです。町内県道・町道等維持管理、道路補修工事、橋梁長寿命化改修工事、八幡33号線道路改良工事及び水分峡森林公園憩いの森広場災害復旧工事の5件の変更契約の締結についての説明がありました。

また、3月定例会前であるため協議会に切り替え、3月定例会に向けた案件の概要 説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設委員会の報告を終わります。

- ○議長(益田芳子君) 議会運営委員会、梶川委員長、お願いします。
- ○9番(梶川三樹夫君) 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

令和3年12月定例会以降は、令和4年2月4日と、一昨日の3月2日に委員会を 開催しております。

2月4日の委員会では、議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてと、申し合

わせの一部改正について、審議を行い、会議のインターネット配信について説明を受けました。

これらは2月10日に開催された全員協議会で議員の皆様にも説明がありましたので御承知のことと存じます。

そのほか、議会における押印の見直しについて説明を受け、押印廃止の考え方について説明を受けております。

このほか、田中議員から、事務調査申出書など議員提出書類の作成様式について、 事務調査申し出があり、審査をしております。

続いて、3月2日の委員会では、この定例会における会期の決定等を行いました。 また、田中委員から申出のありました、町補助団体の長への就任問題の調査申出に ついて審議を行いましたが、結論としましては、現行の申し合わせのままでよいとい うことになりました。

また、この委員会には、議長から議員日程・諸報告について、諮問がありました。 内容は、現在行っています諸報告に対する質問を行わないこととしたいということで、 委員からも御意見がありましたが、町村議会の運営に関する基準では、質疑を行わない原則ということのほか、議員間の質問には違和感がある、諸報告では委員会で行った調査等の事実を伝えるだけでよいという意見があり、委員会の中で諸報告の場面で 質問を行わないことと決定しました。

したがいまして、今次定例会から、諸報告に対する質問は行いませんので、議員の 皆様にはよろしくお願いしたいと思います。

以上、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長(益田芳子君) 次に、監査委員報告をお願いします。力山監査委員。

(発言する者あり)

○12番(力山 彰君) 力山です。

(発言する者あり)

○議長(益田芳子君) あ、力山さん、ちょっと待ってください。

(発言する者あり)

- ○議長(益田芳子君) 議事進行は認めません。議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。
- ○8番(二見伸吾君) おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただ

きます。

12月定例会以降、議会報特別委員会は、12月21日の定例会閉会後、1月5日、 1月14日、及び昨日の3月3日の4回開催しております。

12月21日の委員会では、議会だよりの執筆者や発行までの日程を確認いたしました。

1月5日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、1月14日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正いたしました。

昨日、3月3日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第 165号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議をいたし ました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長(益田芳子君) 次に、監査委員報告をお願いします。

力山監査委員。

○12番(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。先ほどは失礼しました。監査 委員報告でちょっと聞き間違いましたんで出てきました、途中まで。

改めて、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和3年 11月分を12月23日に、12月分を1月20日に、令和4年1月分を2月18日 に、代表監査土井精二並びに監査委員力山彰の両名で実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

また、下水道事業企業会計に関しましては、合計残高試算表、日計表、下水道使用料等収納状況一覧表、仕訳日記帳、総勘定元帳の内容も確認しております。

なお、配布しました例月出納検査結果報告書1月分から、5ページのその他の項目 にキャッシュレス決済収納金という欄を新たに追加しております。

これは、令和3年9月議会定例会において可決された、一般会計補正予算中の窓口手数料等キャッシュレス化推進事業を令和4年3月から開始するため、昨年12月に新たな普通口座を開設したものです。

次に、住民監査請求に関する報告です。

府中町長から令和4年1月13日付で、府中町職員措置請求の勧告に対する措置の

通知がありました。内容は、2月10日の全員協議会で町長から報告がありましたと おりです。

この通知後、監査委員は地方自治法第242条第9項の規定に基づき、府中町が措置を講じたことを1月14日に請求人へ通知するとともに、公表しました。

以上、監査委員報告を終わります。

○議長(益田芳子君) 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

山口議員。

○7番(山口晃司君) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をさせていただきます。

令和4年2月15日に、令和4年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので報告いたします。

以下、広島県後期高齢者医療広域連合をそれぞれ省略して報告させていただきます。 今回の定例会では、議案が6件ありました。内容は、条例改正1件、予算案件4件、 人事案件1件です。

詳細は、後期高齢者医療に関する条例の一部改正の可決、令和3年度一般会計補正予算第2号及び令和3年度医療特別会計補正予算第2号の可決、令和4年度一般会計当初予算及び令和4年度医療特別会計当初予算の可決、並びに人事案件の同意でございます。

このうち、人事案件につきましては、副広域連合長として、東広島市の高垣廣徳氏 を選任にしたほか、全議案について原案どおり同意、可決いたしました。

なお、令和4年度歳入歳出予算のうち、一般会計の予算総額は、歳入歳出ともに 14億5,841万1,000円、医療特別会計の予算総額は、歳入歳出ともに 4,349億4,176万円でございます。

以上で、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長(益田芳子君) 以上をもって諸報告を終わります。

日程第4に入る前に、しばらく休憩いたします。

10時から再開いたします。休憩。

(休憩 午前 9時50分)

(再開 午前10時00分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開します。

○議長(益田芳子君) 日程第4、町長報告を行います。

最初の行政報告からお願いします。

町長。

○町長(佐藤信治君) 皆様、おはようございます。

本定例会は、本日から予算特別委員会を挟みまして、3月15日まで12日間とい う日程ということでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、町長報告、行政報告を2件行います。

まず、1件目は、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会でありますが、この間、この組合定例会は2回開催されておりますので、2点報告をいたします。

まず、1点目、令和3年12月22日に開催の令和3年第3回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会です。

議題は、令和2年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定、二つ目には、令和3年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算第1号、3点目が、令和3年度安芸地区広域ごみ処理場事業特別会計補正予算第1号の3件で、全て承認し、可決をいたしました。

決算認定と補正予算の概要を申し上げますと、令和2年度の各会計歳入歳出決算は、一般会計、これはし尿処理に係るものでございますが、歳入が5億3,185万4,000円、歳出が4億9,836万2,000円で、差引き3,349万2,000円の剰余です。

特別会計、これはごみ処理に係るものでありますが、歳入が10億1,285万6,000円、歳出が9億6,026万3,000円で、差引き5,259万3,000円となり、各会計とも前年度に引き続き黒字決算でございます。

令和3年度の一般会計及び特別会計補正予算は、今申し上げました令和2年度決算 剰余金の繰越金を受けて、これに伴う市町負担金の減額等でございます。

なお、これに伴う町の負担金でありますが、広域し尿処理施設運営負担金は当初の7,280万2,152円から236万7,004円の減額、広域ごみ処理施設運営

負担金は当初の4億3,357万7,853円から2,099万9,600円の減額 となっております。

2点目は、令和4年2月21日に開催されました、令和4年第1回安芸地区衛生施 設管理組合議会定例会であります。

議題は、組合経費の関係市町の負担金の負担方法について、二つ目が、令和4年度 安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算、3点目、令和4年度安芸地区広域ごみ焼却 場事業特別会計予算の3点でございまして、全て可決をいたしました。

令和4年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法については、従前どおりでありまして、本年度の変更はございません。

令和4年度一般会計予算は、歳入、歳出ともに5億4,050万7,000円で、 前年度比3,788万1,000円、率にして6.5%の減額です。

減額の主な要因は、し尿浄化槽の大規模修繕が完了したことによる、修繕料の減に よるものであります。

令和4年度特別会計予算は、歳入、歳出ともに11億3,374万円で、前年度比2億2,428万9,000円、率にして16.5%の減額であります。

減額の主な要因は、基幹的設備改良工事として行った中央監視施設の耐震化工事が 完了したことによる工事請負費、それと定期修繕として行う溶融炉の修繕が完了した ことによる修繕料の減でございます。

以上が定例会ですが、その定例会後、同日、先ほど議長のほうからありましたよう に、全員協議会がありました。

全員協議会での協議事項は、1点が、広域ごみ処理施設、焼却施設設置に伴う地元対策費の変更協議、2点目が、地元及び浄化槽汚泥の受入施設の設置に伴う地元対策事業についてであります。

1点目の広域ごみ焼却施設設置に伴う地元対策費については、事業が3事業ございますが、その3事業の振り分けが変わったということで、変更があったということで、総額4億3,200万円についての変更はございません。

2点目のし尿及び浄化槽汚泥の受入施設の設置に伴う地元対策事業につきましては、 坂町におきまして、町道植田水尻側道線整備事業、道路整備幅員 5 メートル延長約 800メートル、事業期間は令和4年から7年度までの4年間を予定してるというこ ことで、事業費の詳細、まだ確定しませんが、おおむね4億円ということでございま して、この地元対策事業は坂町が施行して、組合員のほうから負担金を負担をするということでございます。

その事業の負担につきましては、令和4年4月1日現在における各関係市町、これはし尿でございますので、1市4町ということになりますが、関係市町の対象人口、関係市町の住民基本台帳人口から公共下水道放流人口を除いた人口の割合によって負担割合を決めるというものでございます。

全員協議会が以上協議事項がございまして、確認がされたということでございます。また、安芸衛生施設管理組合の事業につきましては、昨年12月定例会の一般質問で、安芸クリーンセンターの現施設の更新につきまして、早期に検討を着手をすべきであるという御意見、御要望いただきました。2月1日の衛生担当課長会議におきまして、府中町のほうから各町の問題提起をいたしまして、4月からその協議を行おうということを確認したところでございます。

安芸地区衛生施設管理組合議会定例会については以上でございます。

2件目は、府中・坂地区水道整備協議会について、御報告いたします。

令和4年1月24日に、令和3年度第1回府中・坂地区水道整備協議会に出席をいたしました。出席ということなんですが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる開催でございました。

議題は2件です。

1件目は、令和4年度広島市水道事業会計当初予算案の概要についてでありまして、収益的支出と資本的支出を合わせた予算規模は、408億2,800万円で、前年度と比較をして、3億900万円の減額、率にしますと0.8%減少ということです。

減額の主な要因といたしましては、事業の維持管理費の減少によるということでございました。

2件目は、令和4年度府中地区水道施設整備計画でありますが、瀬戸ハイム第一ポンプ場を建設するための施設整備、基幹施設の整備などで、総事業費は5億4,379万2,000円でございます。

用地はもう既に府中町の御存じのように、山越広場売却をいたしておりまして、今年度から、設計終わってますので、今年度から工事、そして6年度に完了予定、令和7年度には完成予定というスケジュールで進めるということでございます。

なお、府中浄水場は、令和3年12月末をもって廃止となりまして、牛田浄水場か

らの排水に切り替えた旨の報告がございました。

整備計画書を皆様方にお手元に配布をいたしておりますので、御覧いただければと 思います。

以上でございます。

- ○議長(益田芳子君) ただいまの行政報告に対して質問のある方。
 - 11番寺尾委員。
- ○11番(寺尾光司君) 11番、寺尾です。

ちょっと何点かお伺いしたいのですが、まず最初が、衛管の決算の関係でそれぞれ 剰余が出たということと、補正予算も剰余を見込んで町負担も減額になったというふ うに聞いたんですが、ちょっと私の記憶が、今手元に資料がないんではっきりしない んですけど、正しい数字が言えないんですけど、多分12月補正で負担金を増額をし たんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、もし間違いだったら言っても らってもいいし、今の数字だと減額になったのに町の負担金は増えたというような、 私理解したので、その辺補足で説明お願いしたいと思います。それが1点。

それと、二つ目が、汚泥の受入施設の地元対策費工事をやって、町が負担するということでしたが、この汚泥の受入施設の地元対策費は以前から決められたものであったんかどうかという、今回改めて出たんかどうかいうことを、ちょっと私知らないんでということで。

それと説明で、汚泥のそれに対する人数割いうんかな、いうことで1市4町で負担割合決めたということですが、府中町の負担割合はどの程度になるんか。1市4町で府中町がまだ公共下水道につないでない人の割合でやったということですが、その1市4町でいえばどんくらいの割合になるのか、数字を教えていただきたいというのが二つ目です。

そして、三つ目が、水道協議会のほうですが、府中浄水場が廃止されて、府中浄水場は府中調整池になるいうことだったと思いますが、随分そこで水をきれいにしないということなんで、機能的には規模が縮小されると思いますが、浄水場の跡地の利用ですよね。土地が幾らか余った部分が出てくるんじゃないかなと思ったりするんですが、そういったところで水道局のほうから府中町のほうに何か土地利用について相談があったり、また治水のほうで跡地をこういうふうに利用するいうような計画の相談があるかとかいうのをちょっとお伺いしたい。

大きく3点です。

- ○議長(益田芳子君) 町長。
- ○町長(佐藤信治君) 全部お答え、細かいところはちょっと譲りますけど。

まず、1点目の補正予算。寺尾議員の記憶の良さに非常に驚きましたが、実は町の当初予算は、ある程度の決算の方向を見据えて、当初の安芸衛管の負担金の計算して、府中町の負担金よりも、いわば決算見込みですね。決算見込みの予算で当初予算計上しておったんです。で、例年どおり、安芸衛管の事業については、不用額が出ましたんで、減額ということになりましたが、安芸衛管は減額なったんですけど、府中町は当初が少な過ぎて、逆に増やさなきゃいけなかったと。安芸衛管の負担金は下がった額、府中町は当初少なかったので、増額した金額が一致、今しております。そういう関係で、安芸衛管は減額という説明をいたしましたが、それも間違いない。府中町で補正した、確か記憶は増額でという、その記憶も確か、間違いないという内容でございますので、御了解いただければと思います。

それから、2点目のし尿処理が今回地元対策費の内容について協議があって、確認はしたんですけど、し尿処理は新たにし尿処理の施設を再構築するのではなくて、そのし尿を東部浄化センター、広島県流域下水道東部浄化センターに放流して、し尿の処理をすると。そのために、安芸衛管からまず坂町の公共下水道につなぐ、坂町の公共下水道活用して、流域下水道の安芸幹線につないで、東部浄化センターに流入させるという対策が一番経費が少なくて、合理的であるということが確認されて、関係市町で確認をして、これは議会のほうにも報告していうふうに思います。今回はそれに対する地元対策費、坂町における地元対策費いうことでございます。

3点目が、浄水場の跡地の活用ということでございますが、現時点では私は水道局のほうから何らお話は聞いてませんが、何か情報があったらお願いします。

- ○議長(益田芳子君) 環境課長。
- ○環境課長(小路和司君) 環境課長でございます。

府中浄水場でございますが、浄水場の廃止後は、その跡地を利用して、府中配水池、水を一時的にためておくところでございますが、そういうふうになると聞いております。

以上です。

○議長(益田芳子君) ほかにございませんか。

- 11番寺尾議員。
- ○11番(寺尾光司君) 一つ、地元対策費の負担割合で、町の割合が何%なのか。
- ○議長(益田芳子君) 環境課長。
- ○環境課長(小路和司君) 課長でございます。

地元対策費の負担割合でございますが、1市4町の対象人口が合計で1万 5,906人になっておりまして、そのうち府中町の対象人口が4,466名で、負 担割合としましては、28%になるということでございます。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) ほかにございますか。9番、梶川議員。
- ○9番(梶川三樹夫君) ちょっと関連はするんでしょうけど、地元の対策費ですね。 あそこは坂の水尻地区だと思うんですけども、使い道に、明日は我が身なので将来府 中町にもやってくるかもしれないので、ちょっと質問するんですが、その使い道とい うのに制限はあるのかどうか。その水尻地区だけで使わないといけないのか、ちょっ とその辺のことが分かれば教えていただきたいと思います。
- ○議長(益田芳子君) 環境課長。
- ○環境課長(小路和司君) 環境課長でございます。

地元対策費の使い道ということですけれども、その町の住民に対する福利厚生とか、 そういうことに限られておるということでございます。

○議長(益田芳子君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(益田芳子君) ないようでございますので、行政報告を終わります。
- ○町長(佐藤信治君) 報告第1号 令和4年3月4日提出。

専決処分の報告について。

府中町個人情報保護条例の一部を改正をする条例について、地方自治法 (昭和 22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、令和4年1月17日に次のと おり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(増田康洋君) おはようございます、総務企画部長です。

報告第1号、府中町個人情報保護条例の一部改正に係る専決処分の報告についてに 関し、補足して説明いたします。

この専決処分は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第 1項に規定する条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等、もしくは語句、 または条文の整理を行い、かつ町独自の判断を伴わない条例を定めることに該当する ものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分により改正 し、当条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

改正の趣旨でございますが、先ほど町長から提案理由の説明いたしましたが、同様 ということになります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法則附則第2条の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、条例の一部を改正するものと、ことになります。

改正事項の概要といたしましては、新旧対照表をお願いします。

個人識別符号の定義の引用につきまして廃止される法律から統合される法律へ改正 するものとなります。

施行期日は令和4年4月1日、専決処分年月日は令和4年1月17日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) ないようでございますので、本件についての報告を終わります。 次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第5、第1号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算 (第9号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第1号議案 令和4年3月4日提出。

令和3年度府中町一般会計補正予算(第9号)。

令和3年度府中町の一般会計補正予算(第9号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出決算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,006万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220億4,814万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) おはようございます。財務部長です。

第1号議案、令和3年度府中町一般会計補正予算(第9号)について補足して、説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書 に説明します。

8ページをお願いします。歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金、障害者自立支援給付負担金は、歳出民生費に補正計上している補装具等給付事業の特定財源で、245万円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、障害者医療費負担金は、歳出民生費に補正計上している障害者医療費給付事業の特定財源で、175万円の増額補正です。負担率は2分の1です。

続いて、障害児施設給付費等負担金は、歳出民生費に補正計上している障害児通所 支援事業の特定財源で、266万1,000円の増額補正です。負担率は2分の1で す。

項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、歳出総務費に補正計上している住民基本台帳等事務事業の特定財源で、459万2,000円の増額補正です。補助額は国の交付基準によります。

目 民生費国庫補助金、地域生活支援事業補助金は、歳出民生費に補正計上している地域生活支援事業の特定財源で、85万2,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

続いて、保育士等処遇改善臨時特別交付金は、歳出民生費に補正計上している保育 士等処遇改善臨時特例事業の特定財源で、625万9,000円の増額補正です。補 助率は10分の10です。

目 土木費国庫補助金、道路新設改良費補助金は、歳出土木費に補正計上している 道路新設改良事業の特定財源で、550万円の増額補正です。補助率は100分の 55です。

続いて、土地区画整理事業費補助金は、歳出土木費に補正計上している向洋駅周辺 土地区画整理事業の特定財源で、2,170万円の増額補正です。補助率は2分の 1です。

9ページです。

款 県支出金、項 県負担金、目 民生費県負担金、障害者自立支援給付負担金は、 歳出民生費に補正計上している補装具等給付事業の特定財源で、122万 5,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。 続いて、障害者医療費負担金は、歳出民生費に補正計上している障害者医療費給付事業の特定財源で、87万5,000円の増額補正です。負担率は4分の1です。

続いて、障害児施設給付費等負担金は、歳出民生費に補正計上している障害児通所 支援事業の特定財源で、133万円の増額補正です。負担率は4分の1です。

項 県補助金、目 民生費県補助金、地域生活支援事業補助金は、歳出民生費に補 正計上している地域生活支援事業の特定財源で、42万6,000円の増額補正です。 補助金は4分の1です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要な一般財源を措置するもので、1億4,424万6,000円の増額補正です。

10ページです。

款 町債 項 町債 土木債、道路新設改良事業債は、歳出土木費に補正計上している道路新設改良事業の特定財源で、450万円の増額補正です。起債充当率は100%です。

続いて、向洋駅周辺土地区画整理事業債は、歳出土木費に補正計上している向洋駅 周辺土地区画整理事業の特定財源で、2,170万円の増額補正です。起債充当率は 100%です。

11ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 人事管理費、職員給与費事業(人事管理費)は、 退職手当7,544万2,000円の増額補正です。

早期退職者7名分の退職手当を計上するものです。

目 諸費、過誤納還付金事業は、過誤納還付金455万6,000円の増額補正です。

過年度分の母子保健衛生費国庫補助金、及び子どものための教育保育給付交付金について、清算により返還金が生じたため、増額補正するものです。

目 コミュニティバス運営費、コミュニティバス運行事業は、コミュニティバス運行費負担金425万1,000円の増額補正です。

つばきバスについては、昨年度に続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、 利用者数が減少し、運送収入が減額となりました。よって、運行経費と運送収入の差額である運行負担金について、増額補正するものです。 12ページです。

項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は、 住民基本台帳システム改修委託料1,130万1,000円の増額補正です。

マイナポータルを利用した転出届、転入予約を行えるようシステムの改修を行い、 手続の時間短縮、ワンストップ化を図るものです。令和5年2月からのサービス開始 を目指すもので、本補正予算に繰越明許費補正も計上しています。特定財源として、 国庫補助金の基準額が充当されます。

13ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、介護保険特別会計操出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、 116万2,000円の増額補正です。

続いて、国民健康保険特別会計操出金(事務費等)事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、224万4,000円の増額補正です。

目 障害福祉費、地域生活支援事業は、障害児・者日常生活用具給付費170万 6,000円の増額補正です。

障害者手帳等を持っている方を対象に、日常生活を支援する用具等を給付する事業 において、利用の増加により、給付費の増加が見込まれるものです。特定財源として、 国、県の補助金が充当されます。

続いて、障害者医療費給付事業は、更生医療費等350万1,000円の増額補正です。

給付対象者として、透析治療を必要とする人が2人増加するなど、給付費の増加が 見込まれるものです。特定財源として、国、県の負担金が充当されます。

続いて、補装具等給付事業は、身体障害児・者補装具費490万1,000円の増額補正です。

高額の補装具を必要とする対象者が多く、給付費の増加が見込まれるものです。特定財源として、国、県の負担金が充当されます。

続いて、障害児通所支援事業は、障害児施設給付費等532万3,000円の増額 補正です。

12月補正で、約4,700万円の増額補正を行いましたが、10月から12月に

かけての利用実績が補正時の見込みよりさらに増加しており、給付費の増加が見込まれるため、さらなる増額補正をするものです。特定財源として、国、県の負担金が充当されます。

14ページです。

項 児童福祉費、目 保育所費、保育士等処遇改善臨時特例事業は、保育士等処遇 改善臨時特例事業補助金625万9,000円の増額補正です。

国の令和3年度補正予算で措置された保育士等の処遇改善として、約3%の賃金改善を行うため、必要な費用を補助するものです。補助は令和4年9月分まで続き、10月分以降については、公定価格の見直しにより、同様の措置を講ずるとされています。本補正予算は今年度の2月分、3月分の計上となり、処遇改善用の価格表に基づいて計算しています。特定財源として、国庫補助金が全額充当されます。なお、4月分から9月分までについては、令和4年度当初予算に計上しています。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 母子保健費、不妊治療費助成事業は、不妊治療 費補助金254万4,000円の増額補正です。

国の支援拡充に伴い、令和3年1月から所得制限の撤廃及び助成回数の基準変更があり、特定不妊治療、一般不妊治療ともに助成件数が増加したことから、補助金の増加が見込まれるものです。

15ページです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路新設改良費、道路新設改良事業は、 1,000万円の増額補正です。

国の令和3年度補正予算で、道路新設改良費補助金が措置されたことから、令和4年度に予定していた柳ケ丘49号線道路改良工事を前倒しして実施するものです。特定財源として、国庫補助金と地方債を充当します。

項 都市計画費、目 土地区画整理費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、物件移転 費等補償費4,340万円の増額補正です。

国の令和3年度補正予算で、都市再生補助金が措置されたことから、令和4年度に 予定していた土地区画整理事業における街路事業のうち、物件移転補償費1件分を前 倒しして実施するものです。特定財源として、国庫補助金と地方債を充当します。

目 公共下水道費、下水道事業会計負担金事業は、874万8,000円の増額補 正です。 下水道事業会計の負担金は、雨水処理負担金分とそれ以外の一般会計負担分があります。まず、雨水処理負担分については、府中ポンプ場電気設備等改築更新工事において、固定資産除却費が当初の想定より増額となったため、1,400万5,000円の増額となりました。また、その他の一般会計負担分については、525万7,000円の減額となることから、差引きした874万8,000円を増額するものです。

続いて、下水道事業会計出資金事業は、3,472万8,000円の増額補正です。 下水道事業会計の4条予算、すなわち資本的収入及び支出において、資本費平準化 債の借入可能額が減額となったため、一般会計からの出資金を増額するものです。

次に、第2条、繰越明許費の補正について、第2表、繰越明許費補正により説明します。

3ページにお戻りください。追加です。

款 総務費、項 戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳等事務事業は1,130万 1,000円の繰越しです。

内容は先ほど、歳入歳出予算補正で御説明しましたが、議決後の着手となり、工期的に事業の完了が見込めないことから、全額繰越しを行うものです。令和5年2月からのサービス開始を目指しています。

続いて、証明書等コンビニ交付事業は、348万9,000円の繰越しです。

証明書等コンビニ交付の機器更新業務について、デジタル手続法の改正に伴うシステムの改修が遅れ、機器更新業務についても着手が遅延したことにより、年度内の事業の完了が見込めず、繰越しを行うものです。令和4年8月に完了の予定です。

款 民生費、項 児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、 421万3,000円の繰越しです。

この事業は支給対象事業として、令和4年3月31日までに生まれた新生児を含みますが、3月に出生した児童の出生届を提出するまでの期間を考慮すると、支給決定が4月になることが見込まれます。よって、これにかかる給付費等について繰越しを行うものです。

款 土木費、項 道路橋りょう費、道路新設改良事業は2,630万円の繰越しです。

宮の町41号線道路改良工事及び柳ケ丘49号線道路改良工事の二つの工事の繰越

しです。

宮の町41号線道路改良工事は、電柱等の移設に時間を要したため、年度内での工事の完了が見込めず、1,630万円の繰越しを行うものです。柳ケ丘49号線道路改良工事は、先ほど歳入歳出予算補正で御説明しましたが、議決後の着手となり、工期的に事業の完了が見込めないことから、全額1,000万円の繰越しを行うものです。工事完了時期は、いずれも令和4年8月の見込みです。

項 都市計画費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、1億179万5,000円の繰越しです。

街区整備工事地下埋設物移転等補償費等において、地権者の移転完了が遅れている ことから、町の工事も遅れが生じたものです。

また、本補正予算に計上した物件移転補償費についても、議決後の着手となり、工期的に事業の完了が見込めないことから、繰越しを行うものです。なお、完了時期は令和5年3月の見込みです。

続いて、県施行街路事業負担金事業は、1,840万円の繰越しです。

青崎池尻線にかかる用地交渉が難航し、事業主体である広島県において事業予算の 繰越しを行うことから、町も負担金の繰越しを行うものです。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、1億3,453万1,000円の繰越しです。

連続立体交差事業において、予定していた事業の年度内での完了が見込めないことから、町の負担金についても繰越しを行うものです。

款 教育費、項 社会教育費、府中公民館等改築事業は、541万2,000円の 繰越しです。

歴史民俗資料館の解体については、調査設計業務を委託し、解体実施にかかる協議 を河川管理者である広島県の所管課と進めています。が、協議に時間を要し、年度内 の完了が見込めないことから、繰越しを行うものです。なお、完了時期は令和4年 8月の見込みです。

続いて、第3条、債務負担行為の補正について、第3表、債務負担行為補正により 説明します。

4ページを御覧ください。追加です。

呉娑々宇林道改良工事は、水分峡森林公園及び林道の令和4年4月以降の開放に向

け、林道の改良整備工事を行うものです。期間は令和3年度から令和4年度まで。限 度額は427万8,000円です。

次に、第4条、地方債の補正について、第4表、地方債補正により説明します。 5ページを御覧ください。変更です。

道路新設改良事業の限度額は、補正前が4,750万、補正後が5,200万円です。

向洋駅周辺土地区画整備事業の限度額は、補正前が1億8,050万円、補正後が 2億220万円です。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はありません。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は11ページから15ページの歳出からページごとに行います。

まず、11ページで質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) 質問を受け付けていただいてありがとうございます。

11ページの人事管理費のとこで、退職手当が7,500万円の増で、これ7人分という御説明ありましたけども、いわゆる定年でない、途中で退職される方が7人も発生しとるというのは、かなり多いことではないかと思われるんですが、例年に比べてその数というのはどうなんでしょうか。また、何か原因なり、何なり考えられることがあるんでしょうか。教えてください。

- ○議長(益田芳子君) 11番寺尾議員。
- ○11番(寺尾光司君) 関連なんですけど、多いかどうかいうことで、私の経験では 非常に多いと思いますんで、余談ですけど、要は7人中途退職して、なおかつ定年が 10人近くいるんかな、いうことで、この3月かなり退職が、これまでも出てるんか な。かなり4月以降の体制がどういうふうになるかいうのをしっかり踏まえた補充体 制ができてるかいうのを関連してお伺いしたい。
- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

中途退職の数ですが、先ほど寺尾議員のほうからもちょっとありましたが、例年よりも多いような形となっております。

去年は中途退職、ちょっとはっきり覚えてないんですけど、4名ぐらいだったかと 思います。

退職の理由というところ、様々なんですが、自己都合の退職ということでありますが、中途退職の7名のうち、3名は転職、残る4名は定年退職より1年から2年の早期の退職ということでございます。

それと、職員の体制というところですが、寺尾議員のほうからありました職員の体制というところですが、定年退職による補充といいますか、体制による令和4年度の採用者の決定後に中途の退職を申し出た職員もおりますので、確かに当初の計画よりも不足しているような体制となっておりますが、当面は職員の協力体制や会計年度任用職員の任用などにより、対応していこうと考えておりますが、必要であれば年度の途中での職員の採用を検討してまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) ほかにございますか。
 - 11番寺尾議員。
- ○11番(寺尾光司君) 必要であれば途中での採用ということで、踏み込んだ対応をお願いしたいということですが、ただ、ちょっと気になるのが、転職というのは新しい道を、自分で開かれるということなんで、それもあるのかなと思うんですが、4人の方が退職の一、二年前に辞められるというのが、非常にちょっと気にはなる部分ですよね。

結構、コロナの対応、それとか全体の事務事業が増えてるいうのもあったりして、全体的に府中町の職場自体がきついというか、人が足りないような話も聞いたりはするんで、ちょっとこういった人らがもうついていかれんというようなことで辞められるいうこともあるんかな思たりして、そういった職場環境ですよね。その辺、当局として、どういうふうに認識をされているのか、また前回12月ですか。ストレスの関係の一般質問もありましたが、そういった職員のストレス、メンタルヘルスについて、しっかり対応が取れているのかどうか、その辺、人事管理を含めて、この4人の方が退職まで1年残して退職されるのを踏まえて、しっかり原因分析なり、今後の対応いうのを考えられてるかどうかいうのを、ちょっとその辺、再度お伺いしたい。

- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

4名の対応ですが、メンタルの件については、保健師がおりまして、常時、相談を受けるような体制を取っております。私も、相談を随時行っているわけですが、この4名に対して、職場の環境ということなのか、例えば、異動すれば職を続けれるのか、そういう話もしたりしているんですが、そういう異動したら頑張るよというような、そういうことではないんだと、原因は違うところにあるんだみたいな話も聞いておりますので、確かに残業も増えたりしとりまして、仕事が大変な部署が多いんだとは思いますが、今後もメンタルチェックしながら、職員の健康管理には注意していきたいと思います。

以上です。

○議長(益田芳子君) よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に12ページで質疑ございますか。 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(益田芳子君) なければ、次に13ページで質疑ございますか。
 - (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(益田芳子君) なければ、次に14ページで質疑ございますか。9番、梶川議員。
- ○9番(梶川三樹夫君) 保育所費のところで、保育士さんの処遇改善ということで、 これが何名分なのか分かるでしょうか。これが全保育士さんだと思うんですけども。
- ○議長(益田芳子君) 子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(金本智巳君) 子育て支援課長です。

梶川議員の御質問にお答えします。

処遇改善ということで上げさせてもらってるんですが、この積算は何名分とかということではなくて、国から示された処遇改善用の単価といいますか、それによって積 算をしております。

何名から何名が、お子さんの年のクラスで何名から何名で幾らとかというふうな単 価で積算をしておりますので、何名分というのがちょっと出ておりません。

以上でございます。

○議長(益田芳子君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に15ページで質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に歳入について質疑を行います。

8ページから10ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に3ページ、第2表、繰越明許費補正で質疑ございますか。

11番寺尾議員。

○11番(寺尾光司君) 繰越明許の関係ですが、連立、広島市東部地区連続立体交差 事業の繰越しの説明をもう少し詳しく、どういう事業が遅れて、繰越しするかいうの をしっかり県のほうから聞いて、議会にも報告していただきたい。内容を聞きたいと いうことです。

それと、公民館等改築事業が541万2,000円の繰越しいうことですが、先ほどの説明によりますと、歴民の解体の設計費だけの繰越しというふうに理解したんですが、そういうことで公民館の新たなオープンについては特に繰越しはないというふうに理解していいのか。

その2点、お願いします。

- ○議長(益田芳子君) 区画整理課長。
- ○区画整理課長(岡村紀行君) 区画整理課長です。

連立事業が遅れておりますのは、鹿籠踏切周辺の交通協議と地権者協議に時間を要したことにより、当該年度で予定していた仮線工事等の工事に遅れが生じたものと聞いてます。

なお、今の工事自体は順調に進んでいると聞いております。 以上です。

- ○議長(益田芳子君) 教育部長。
- ○教育部長(榎並隆浩君) 教育部長です。

今回の繰越しにつきましては、歴史民俗資料館解体のための解体計画及び堤防の復

旧計画についての調査設計を繰越しでございます。

議員、言われたオープンには全く影響はございません。 以上です。

○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に4ページ、第3表、債務負担行為補正で質疑ご ざいますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に5ページ、第4表、地方債補正について、質疑 ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第6、第2号議案、令和3年度府中町国民健康保険特別会 計補正予算(第3号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第2号議案 令和4年3月4日提出。

令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ382万5,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,729万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明につきましては、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第2号議案、令和3年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、 補足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書 により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、普通交付金は、歳出保険 給付費に補正計上している出産育児一時金事業の特定財源で、112万3,000円 の増額補正です。補助率は3分の1です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金事業の補正に伴い、必要となる一般財源を措置するもので、 224万4,000円の増額補正です。

項 基金繰入金、目 国民健康保険基金繰入金、国民健康保険基金繰入金は、歳出諸支出金に補正計上しています。過誤納還付金事業について必要な財源を措置するもので、45万8,000円の増額補正です。

6ページが歳出です。

款 保険給付費、項 出産育児諸費、目 出産育児一時金、出産育児一時金事業は、336万7,000円の増額補正です。対象件数の増加により、給付費の増加が見込まれるものです。特定財源として県支出金が充当されます。

款 諸支出金は、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、過誤納還付金事業は45万8,000円の増額補正です。過年度分の特別調整交付金について、清算により返還金が生じたものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から行います。

- 6ページの歳出について、一括で質疑ございますか。
- 6番田中議員。
- ○6番(田中伸武君) 出産育児一時金の補正ですが、対象になっとる出産の件数が未見込みより、何人より何人多かったのか、あるいはその原因が何か考えられるのか、教えてください。
- ○議長(益田芳子君) 保険年金課長。
- ○保険年金課長 (藤永美香君) 保険年金課長です。

まず、出産育児一時金の今年度の当初の予算につきましては、例年、前年度の令和2年度の実績をもとに、同等とさせていただいております。よって、令和2年度実績が25件でしたので、同額の25件の1,048万4,000円を計上させていただきましたが、実際のところ、出産の数が増えておりまして、見込みでは33件、1,385万1,000円になろうということで、今回計上させていただいております。

出産の増減につきましては、自然増と自然減が当然ありますので、原因というところまではなかなか分析はしづらいんですけれども、厚生省のデータ分析によりますと、去年の9月に出されたものについて、妊産婦及び出生率等について、コロナ禍の妊娠届というのに分析がされております。出産育児一時金の推計の資料として使われるものなんですが、令和2年度につきましては、対元年度、マイナスの4.9%減ということになっておりましたが、若干府中町のほうではその影響も受けつつも、今年度の年度末に見込みについては増数となっております。

以上です。

○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、次に歳入について質疑を行います。

5ページの歳入について質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長(益田芳子君) ここで、休憩を取りたいと思います。

11時15分まで休憩といたします。休憩。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時15分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開いたします。

○議長(益田芳子君) 続いて、日程第7、第3号議案、令和3年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第3号議案 令和4年3月4日提出。

令和3年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度府中町の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ116万2,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,535万2,000円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、財務部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第3号議案、令和3年度府中町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、補 足して説明します。

それでは、第1条、歳入歳出予算の補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書 により説明します。

5ページをお願いします。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金、過年度分は、過年度分の地域支援事業交付金の修正に伴い、必要となる一般財源を措置するもので、116万2,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、36万5,000円の増額補正です。過年度分の地域支援事業交付金の修正に伴い生じた、第1号被保険者負担分の返還金を基金に積み立てるものです。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返 還事業は79万7,000円の増額補正です。過年度分の地域支援事業交付金の修正 に伴い、国、県に返還金が生じたものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。 質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第8、第4号議案、府中町下水道事業会計補正予算(第 2号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第4号議案 令和4年3月4日提出。

令和3年度府中町下水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)

第1条 令和3年度府中町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和3年度府中町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように定める。

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億2,068万1,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,197万2,000円、過年度分損益勘定保留資金55万円及び当年度分損益勘定留保資金5億815万9,000円を資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億4,371万1,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,589万円、過年度分損益勘定留保資金55万円及び当年度分損益勘定留保資金5億727万1,000円に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

府中町長 佐藤信治

補足説明は、引き続き、財務部長が行います。

よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(胡子幸穂君) 財務部長です。

第4号議案、令和3年度府中町下水道事業会計補正予算(第2号)について、補足 して説明します。

それでは、第3条、収益的収入及び支出の補正について、補正予算説明資料の予算 明細書により説明します。

7ページをお願いします。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入です。

款 下水道事業収益、項 営業収益、目 雨水処理負担金、雨水処理負担金は、 1,400万5,000円の増額補正です。雨水処理にかかる一般会計からの負担金 で、府中ポンプ場電気設備等改築更新工事による、固定資産除却費の増額により、雨 水処理経費が増額となったものです。

項 営業外収益、目 他会計負担金、一般会計が負担すべき負担金は525万 7,000円の減額補正です。現時点の決算見込みによる減額です。

目 長期前受金戻入、国庫補助金及び分担金及び負担金は、それぞれ87万 5,000円と7,000円の減額補正です。現時点での決算見込みによる減額です。 支出です。

款 下水道事業費用、項 営業費用、目 減価償却費、有形固定資産減価償却費 272万7,000円の減額補正です。現時点での決算見込みによる減額です。

目 資産減耗費、固定資産除却費は4,042万5,000円の増額補正です。東部連続立体交差事業や府中ポンプ場電気設備等改築更新工事等による撤去を行った施設、固定資産についての除却にかかる増額です。

項 営業外費用、目 消費税及び地方消費税、消費税及び地方消費税は800万円 の減額補正です。現時点での仮算定をもとにした見込みによる減額です。

続いて、第4条、資本的収入及び支出の補正について、同じく補正予算説明資料の 予算明細書により説明します。

8ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出です。

収入です。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債、公共下水道事業債は支出建設改良費に 補正計上している管路建設改良費の特定財源で、1億1,690万円の増額補正です。 起債充当率は100%です。

続いて、資本費平準化債は5,680万円の減額補正です。減価償却費の算定により減額となったものです。

項 他会計出資金、目 他会計出資金、一般会計からの出資金は資本費平準化債の減額により、不足となった一般財源を補填するもので、3,472万8,000円の増額補正です。

項 国庫補助金、目 国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、支出建設改良費に 補正計上している管路建設改良費の特定財源で、7,785万8,000円の増額補 正です。補助率は2分の1です。

支出です。

款 資本的支出、項 建設改良費、目 管路建設改良費は、設計委託料171万6,000円、流域関連公共下水道築造工事等1億9,400万円の増額補正です。 府中1号幹線改築工事にかかり、令和4年度分の社会資本整備総合交付金、防災安全 交付金の採択の見込みが立ったため、前倒しして事業を実施するものです。測定財源 として国庫補助金と企業債が充当されます。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。 質疑ございますか。

10番西議員。

- ○10番(西 友幸君) 補正予算が増えとるということは、下水道事業が進んでるということですよね。それで、今府中町全体の下水道事業の占める割合の今大体何%ぐらいが完了しているのか、これ教えていただけたらありがたいんですが。
- ○議長(益田芳子君) 下水道課長。
- ○下水道課長(原田 司君) ただいまの質問に対し、答弁させていただきます。

令和3年度末、今年度の4月の時点で人口普及率が98.7です。

一応、この令和4年度末の推定で、人口普及率で98.8まで伸びる予定となって

おります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第9、第11号議案、府中町事務分掌条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第11号議案 令和4年3月4日提出。

府中町事務分掌条例の一部改正について。

府中町事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、豪雨や台風などの自然災害や新型コロナウイルス感染症などの危機事案に対する執行体制の強化を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は総務企画部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(増田康洋君) 総務企画部長です。

第11号議案、府中町事務分掌条例の一部改正についてに関し、補足して説明いた します。

第11号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

豪雨や台風などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症などの危機事案に対する 執行体制の強化を図るため、条例の一部を改正するものです。

当該改正は、先立って2月10日に開催をいたしました全員協議会で、令和元年度機構改革にかかる検証についての議題中、令和4年度からの取組において説明させていただいた内容と同様ということでございます。

2、改正事項の概要です。

総務企画部の分掌事務としていた危機管理に関する事務を分掌させるため、新たに 危機管理監を設置するものです。

防災につきましては、第4次総合計画の改定におきまして、体系上施策として上位 に位置づける見直しを行うとともに、今年度総務企画部内に担当部長である参事を配 置したところです。

令和4年度からは、町長、副町長直結の強固で迅速な組織へさらなる強化を図るため、第11の1号議案参考資料のとおり、総務企画部から切り離し、単独部署を設置するものでございます。

現在、総務企画部で担っております防災減災の推進、地域防災力の向上、また災害対策本部や防災会議など危機管理にかかる業務全般につきましては、危機管理監が引継ぎ、実務を行うということになります。

全員協議会では、監という名称が町民に分かりにくいのではないかという御指摘ございましたが、その際の答弁のとおり、全国的にも一般的になっており、広島におきましても、県をはじめ、複数の自治体で制度化されている現状を考慮すると、社会的な認知も進んでいるものというふうに考えております。

3、施行期日は令和4年4月1日です。

なお、本条例改正の内容につきましては、職員団体との協議を経て、合意をしているところです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

10番西議員。

○10番(西 友幸君) 危機管理監ですよね。

この方、何か例えば資格ですね。資格を何か持ってられる方がなるのか、コロナ関係もありますので、それとも何も知識がない方がなられるんか、そこら辺をちょっと教えていただけませんか。

- ○議長(益田芳子君) 総務企画部長。
- ○総務企画部長(増田康洋君) 総務企画部長です。

危機管理監という組織に設置をします、その長、職員につきましては、常勤一般職 の部長相当職ということを考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) ほかにございますか。
 - 10番西議員、質問ございませんか。
- ○10番(西 友幸君) その人、何か資格を持っとられるんかいうことを聞いたんで すが。
- ○議長(益田芳子君) 総務企画部長。
- ○総務企画部長(増田康洋君) 総務企画部長です。

特段の資格はないというところです。通常の職員、常勤一般職ということを考えて おります。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) 11番寺尾議員。
- ○11番(寺尾光司君) 違和感覚えたんですけど、質問が出たんで言いますけど、やはり、監いう名称は、組織の名称と職名の名称がやはり混乱するという例だったんじゃないかと思うんですが、逆に質問、今回でいえば、事務分掌条例ですから、組織の条例です。だから、建設部とか福祉保健部とかそういう組織を作る。だから、組織のトップの職員が部長であるいうことなんで、質問ですが、危機管理監のトップの職員はどういう名称ですか。
- ○議長(益田芳子君) 政策企画課長。
- ○政策企画課長(土井賢二君) 政策企画課長です。

危機管理監という組織のトップの名称も、同じく危機管理監という名称になります。

ただし、この危機管理監に関しては、既に導入した県内の市があるところなんですが、導入された自治体に聞き取りを実際行ったところ、導入から現在に至るまで特段の支障がなかったということも伺っております。

答弁は以上です。

○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第10、第12号議案、府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第12号議案 令和4年3月4日提出。

府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

府中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件等を変更 するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(増田康洋君) 総務企画部長です。

第12号議案、府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに関し、 補足して説明いたします。

第12議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件等を変更するため、条例の一部を改正するものです。

ここで言う非常勤職員とは、会計年度任用職員のことですが、当該改正は国家公務 員非常勤職員の取扱いに準じ、改正するものというものでございます。

- 2、改正事項の概要です。
- (1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間を1年以上とする要件を廃止するものです。

現在は、引き続き在職した期間が1年以上であることを取得要件の一つとしているところですが、当該要件を廃止いたします。

(2)妊娠または出産を申し出た職員に対して育児休業に関する制度について知らせるなど、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるものです。

当該措置につきましては、申し出た職員に対し、担当部署である総務課におきまして、随時面談に応じているとともに、出産育児に関する制度や休暇等を記載したハンドブックを配布し、説明を行うなど、個々の職員に応じた相談体制を既に講じているところでございますが、このたび国により条例令が示されたことから、明文化を行うことといたしました。

3、施行時期は、令和4年4月1日です。

なお、本条例改正の内容につきましては、職員団体との協議を経て、合意をしているところです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番、齋藤議員。

○14番(齋藤 昇君) 14番、齋藤なんですが、非常勤職員さんの場合が、今まで は在職期間が1年以上あったいうことなんですが、これは1日でもあれば、当然今は オーケーいうことなんですかね。

それと、今の府中町で資料いただいてるんですが、一応非常職員さんのいわば比率ですかね、パーセンテージいうか、それを教えていただきたいのと、これいわゆる申請した場合にどのくらいの期間、休養ができるんか、その辺りをちょっと具体的にお願いいたします。

- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

今までは、1年以上いうところでしたが、次からはその期間は関係なく、育児休業 が取れるようになるというところでございます。

期間については、1年6か月、原則1年6か月ですが、最長で2年というところの 期間になります。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) 比率について、答弁お願いします。総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

会計年度任用職員の比率というところでございました。すいませんでした。

現在、職員が会計年度任用職員以外の職員が330名ぐらい、会計年度任用職員の職員が百六十数名というところで、2対1というぐらいの人数ということになります。以上です。

- ○議長(益田芳子君) 14番齋藤議員。
- ○14番(齋藤 昇君) 14番、齋藤なんですが、1年6か月から2年いうたら結構 長いですよね。これは、いわゆる人によって、いわゆる状態がよかったら早く出ても いいし、いわゆる最長が2年まで保証されるいう形になるわけですかね。
- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

その取得の期間については、本人の希望する期間というところになります。その期間取らなければいけないということではなく、その期間取得することができるということでございます。

以上です。

○議長(益田芳子君) よろしいですか。

ほかにございますか。

11番寺尾委員。

○11番(寺尾光司君) 11番、寺尾です。

今回の条例改正は、昨年の8月の人事院の行った報告に基づくものだというふうに 理解をしております。

条例で必要な部分の条例改正は行われているということで、条例令のとおりということで特にないんですが、ただこれ以外に、人事院報告の中で新たな制度として、妊娠治療のための休暇も新設、これ有給で常勤、非常勤両方ともというのが出されております。

それ以外に非常勤職員が対象ですが、配偶者出産休暇制度、それと育児参加のため の休暇制度、これともに有給だと思います。

それと、非常勤職員の産前産後の休暇も有給化というのが出されていると思うんですが、これについて町としてどういう取り扱いを考えているかいうのを説明してください。

- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

今の休暇については、現在職員団体と協議を行う準備をしているところでございます。

国に準じた形も検討をしているところでございます。 以上です。

○議長(益田芳子君) 11番寺尾委員。

- ○11番(寺尾光司君) これ条例化は必要ないんでしょう。規則でできるか、その辺ちょっとはっきり答えて。例えば、組合と合意したら、例えばそれが規則改正で4月から適応できるとか、そういうものか、それとも条例が改正が必要なものか、その辺もう一度答弁お願いします。
- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。 規則改正での対応ということになります。 以上です。
- ○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

10番西議員。

- ○10番(西 友幸君) 正規職員の方は厳しい町の試験で受けて入ってこられるんで すが、この非常勤職員の採用基準というのは、何かあるんでしょうか。正規職員はテ ストで合格せんと駄目いうことですよね。非常勤についてはどういう何かあるんかな 思うんですが。よろしくお願いします。
- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。
 - 一般職といいますか、事務補助のような資格を求めていない職につきましては、作 文と面接により選考させていただいております。

資格のある職については、資格を確認させていただいて、面接というところの選考 をさせていただいているところです。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) ほかにございますか。4番狩野議員。
- ○4番(狩野雄二君) 4番狩野です。

先ほどの質問で、在籍期間が1年以上を撤廃するいうことで、1日でも在籍すれば、これが適応されるという話だったんですけど、これまでと在籍期間がぐっと廃止されるということで、今後の当然職員の数とか減っていく可能性もあるんですけど、休職されて、その辺の見通しいうんですかね、それによる人員の増減、それに対して何か対応とかいろいろ考えられていることがあれば教えてください。

- ○議長(益田芳子君) 総務課長兼職次長。
- ○総務企画部次長兼総務課長(森本雅生君) 総務課長兼職次長です。

人員の増減につきましては、退職によるものの補充とか、事業により増員が必要な場合の増員とかいうことになりますが、育児休業にかかる増員につきましては、今現在でいうと、会計年度任用職員含めて、育児休業を取得した場合には、一人そこに補充するような形での任用を行っております。

以上です。

- ○議長(益田芳子君) 10番西議員。
- ○10番(西 友幸君) 今、臨時が116人言われたですかね。多分、そのぐらいの数と思ったんですが、来年から新規の雇用をちょっと増やされたほうがいいんじゃな

いんか思うんですが、臨時が結構多いんで、臨時をなるべくなくして、新規の職員を 数多く取られたほうがいいんじゃないかと私は思いますが、それをお勧めしたいんで すが。

○議長(益田芳子君) 10番西議員に申し上げます。

ただいまの発言は議題外になりますので、議題に関する質疑をよろしくお願いします。

- ○10番(西 友幸君) 議題外になる。ちょっと多過ぎるけんね。
- ○議長(益田芳子君) お願いいたします。
- ○10番(西 友幸君) はい、分かりました。
- ○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

○議長(益田芳子君) ここで、昼休憩に入ります。

午後13時から再開をいたします。

なお、開会に申し上げたとおり、議員共済総会を開催いたしますので、そのままお 待ちください。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 1時00分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を開きます。

○議長(益田芳子君) 続いて、日程第11、第15号議案、府中町固定資産評価審査

委員会条例の一部を改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第15号議案 令和4年3月4日提出。

府中町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

府中町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、固定資産の価格に係る不服審査の手続における審査申出 人等の負担軽減を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、行政委員会総合事務局長が行います。

よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長(平岡直美君) 行政委員会総合事務局長です。

第15号議案、府中町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、補足して 説明します。

第15号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

固定資産の価格に係る不服審査の手続における審査申出人等の負担軽減を図るため、 条例の一部を改正するものです。

- 2、改正事項の概要です。
- (1)審査の申出をする場合に提出しなければならない審査申出書について、審査 申出人及びその代理人の押印を不要とするものです。
- (2) 固定資産評価審査委員会が審査申出人及び町長の出席を求めて、口頭審理を 行う場合に、固定資産評価委員、その他の関係者に提出させる口述書について、提出 者の署名及び押印を不要とするものです。
 - 3、施行期日は、公布の日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第12、第18号議案、府中町暴走族追放の促進に関する 条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第18号議案 令和4年3月4日提出。

府中町暴走族追放の促進に関する条例の一部改正について。

府中町暴走族追放の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、民法の一部を改正する法律の施行により、成年擬制の規 定が削除されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長(金光一隆君) 町民生活部長です。

府中町暴走族追放の促進に関する条例の一部改正について、補足して説明をいたします。

第18号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

民法の一部を改正する法律の施行により、成年擬制の規定が削除されることに伴い、

条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

このたび、民法の一部改正によって、成年となる年齢が20歳から18歳に引き下げられ、婚姻の開始年齢が18歳に統一されるなどの措置が講じられたことにより、少年の定義について、成年擬制の規定を削除し、少年法に規定する少年とするものです。

なお、少年法における少年の定義は、民法の一部改正に伴う成年となる年齢の引き下げに関わらず、20歳に満たないもののままとなっているため、本条例の成年擬制の文言のみを削除し、20歳未満のものとしても問題はありませんが、本条例は少年法と同様に少年の健全な育成を図ることを目的に制定されており、広島県や広島市など近隣の自治体が少年の定義を少年法から引用していることや少年法の適応年齢が今後見直された場合における手続きを考慮に入れ、合わせて改正をするものです。

3、施行期日は、令和4年4月1日です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) 参考までに教えてください。

この条例は、広島県内で独特の条例じゃなかったかと思うんですが、幾つの市町と 県で制定しているのか。今回の改正は、恐らくどこも横並びだと思うんですが、教え てください。

- ○議長(益田芳子君) 自治振興課長兼職次長。
- ○町民生活部次長兼自治振興課長(谷口充寿君) 自治振興課長兼職次長でございます。 県内23市町のうち、15市町が条例及び規則でこういったことを制定しております。残りの8市町につきましては、制定はしておりません。

以上でございます。

○議長(益田芳子君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第13、第19号議案、府中町火入れに関する条例の一部 改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第19号議案 令和4年3月4日提出。

府中町火入れに関する条例の一部改正について。

府中町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由は、火入許可申請における申請者の負担軽減を図るため、条例の一部を改 正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長(金光一隆君) 町民生活部長です。

府中町火入れに関する条例の一部改正について、補足して説明します。

第19号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

行政サービスの効率的、効果的な提供を図り、行政手続の簡素化を推進することにより、火入許可申請における申請者の負担軽減を図るため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

火入許可申請書様式第1号中、申請者の押印を不要とする改正を行うものです。ま

た、条文中の異常乾燥注意報を乾燥注意報に語句の修正を行うものです。

3、施行期日です。

交付の日です。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長(益田芳子君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

2番宮本議員。

○2番(宮本 彰君) 2番、宮本。

よく分からないので、ちょっと教えていただきたいんですけども、この火入れっていう規模がどういったものになるんでしょうか。

- ○議長(益田芳子君) 環境課長。
- ○環境課長(小路和司君) 環境課長です。

宮本議員の御質問でございますが、火入れというものでございますけれども、森林 または森林に接近している周囲1キロメートルの範囲内にある原野、山岳、荒廃地、 その他の土地で、その土地にある立木、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のこと を言います。

火入れが許可できる目的としましては、造林のための地ごしらえ、開墾準備、あと 害虫駆除、焼き畑、採草地の改良に限られております。

農業や林業に使用する土地の土壌改良などを目的に行う行為でございます。 以上です。

○議長(益田芳子君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、以上をもって質疑を終わります。 討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第14、第21号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第21号議案 令和4年3月4日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次のものを推薦することについて、人権擁護委員法(昭和 24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

府中町長 佐藤信治

推薦する方は、住所が広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム一丁目13番16号、お名前は、氏名は高石寛智氏でございます。

提案理由として、人権擁護委員1名の任期が令和4年6月30日をもって満了となるため、人権擁護委員を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

なお、人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものですが、その候補 者については、市町村長が議会の意見を聞いて、推薦しなければならないとされてお りますので、本議会において提案するものでございます。

候補者の高石寛智氏の経歴について簡単に御説明いたします。

高石氏は、64歳の方で、昭和55年に大学を御卒業後、同年4月に府中町職員となり、様々な部署の勤務を経て、税務課長、企画課長、企画財政部長を歴任されております。人権擁護委員としましては、令和元年7月1日に委嘱を受けられ、現在1期目ですが、高い人格と識見をお持ちであるとともに、行政での経験と豊富な知識を生かして、職務を十分に全うされているところであります。よって、引き続き、人権擁護委員として推薦するものでございます。

任期は、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年となっております。 提案説明は以上でございますので、補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任と することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任とすることに決定をいたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第15、第22号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第22号議案 令和4年3月4日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により議会の同 意を求める。

府中町長 佐藤信治

同意を求める方につきましては、住所が広島県安芸郡府中町八幡三丁目10番8号。 氏名は、玉井節夫氏でございます。

提案理由でございますが、教育委員会委員の1名の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、新たに教育員会委員を任命することについて同意を求めるものであります。

玉井氏は、66歳の方で、昭和59年から府中町立の小学校を含む、県内の公立小学校で教諭、教頭、校長として勤務され、平成28年3月に定年退職された後も、坂町立小学校で非常勤講師をお勤めされておりまして、学校現場における豊富な経験と識見をお持ちの方でございます。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。

提案説明は以上でありまして、補足説明はありません。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長(益田芳子君) 以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任とすることに決定をいたしました。

本日の議事日程に掲載の理事者の提出議案についての審議が終了しましたので、こ こでしばらく休憩といたします。

(休憩 午後01時19分)

(再開 午後01時43分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開します。

ただいま、議会運営委員会委員長から、議員提出第3号議案、抗議文についてが提 出されました。

お諮りします。

議員提出第3号議案、抗議文決議についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第3号議案、抗議文決議についてを日程に追加し、追加日程第 1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、議員提出議案第3号、抗議文決議についてを議題に供します。

本案につきましては、提出者が全員でございます。

よって、提案説明、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長(益田芳子君) 日程第16、議員提出第1号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案につきましては、2月10日の全員協議会で、議員の皆様の御了承を得たものでございます。

よって、提案説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は3月7日、午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。

(散会 午後 1時45分)